

住居確保給付金のご案内

金沢市から家主さん（不動産会社等）に、一定期間、家賃相当額を支給します。

※支給期間：原則3ヶ月（最長9ヶ月。ただし令和2年度中に申請した方に限り最長12ヶ月間）

【家賃支給上限額】

- ◆単身世帯 : 月 3.3万円
- ◆2人世帯 : 月 4.0万円
- ◆3～5人世帯 : 月 4.3万円
- ◆6人世帯 : 月 4.6万円
- ◆7人世帯 : 月 5.1万円

<対 象> 以下の1～3全てにあてはまる方が対象となります。

1. 主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が離職・廃業と同程度まで減少している方

※離婚等により、主たる生計維持者となった場合も含まれます。

※自営業者等、雇用契約によらない就業形態の方も対象となります。

2. 申請月の世帯収入および金融資産が以下の（1）（2）の条件を満たす方

（1）世帯収入額（申請月の収入）の合計額が次の表の「③収入基準上限額」以下である。

（2）金融資産（預貯金額）が次の表の「④金融資産額」以下である。（再々延長時（10ヶ月目以降）の資産要件は「④金融資産額」の半額となります。）

<基準額等：金沢市>

（単位：円）

世帯人数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
①家賃支給上限額	33,000	40,000	43,000	43,000	43,000	46,000	51,000
②基準額	81,000	124,000	159,000	197,000	235,000	273,000	310,000
③収入基準上限額（①+②）	114,000	164,000	202,000	240,000	278,000	319,000	361,000
④金融資産額	486,000	744,000	954,000	1,000,000			

※ 支給額の上限は、世帯人数に応じ、上の表の「①家賃支給上限額」までとなります。

※ 世帯収入額が上の表の「②基準額」を超える場合は、以下の計算式により、支給額を計算します。（ただし、世帯収入額が「③収入基準上限額」を超える場合は、支給対象外となります。）

<計算式>

④実際の家賃額 + ②「②基準額」 - ③世帯収入額 = 支給額（※上限あり）

（例）1人世帯で④実際の家賃額が40,000円、③世帯収入額が90,000円の場合、

④40,000円 + ②81,000 - ③90,000円 = 31,000円（支給額）

（裏面へ）

3. 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

住居確保給付金の受給期間中、次の①～⑤の求職活動を行うことが要件となります。

- ① 月に1回求職活動等の状況の報告（書面・電話・面談）
- ② 常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③ ハローワークへの求職申込
- ④ 月に2回のハローワークにおける職業相談等
- ⑤ 週に1回以上の企業等への応募・面接の実施（頻度は状況に応じて配慮します。）

※休業等により減収した方については、受給期間の1ヶ月目～9ヶ月目までは、上記の求職活動の要件が一部緩和されます。

< 住居確保給付金 よくある質問 >

Q1 支給金額に敷金や共益費、駐車場代は含まれますか。
家賃に駐車場代が含まれる賃貸契約の場合は、合計額が家賃として取り扱われますか。

A1 敷金・共益費・駐車場代等は含まれません。家賃額のみが支給の対象になります。

Q2 店舗兼住宅を賃借し自営業を行っている場合、住居確保給付金の対象になりますか。

A2 店舗等の事業用物件は対象外となりますが、賃借契約書等に店舗部分と住居部分が区別されて記載されていれば、住居部分のみ対象になります。また、契約書に記載がない場合でも、面積按分等を行って住居部分を算出しても構いません。
ただし、賃借人が法人名義の場合には対象となりません。

Q3 住民票を移さずに別居をしている家族の収入も、世帯の収入として計算されますか。
また、内縁の夫（妻）の収入は、世帯の収入として計算されますか。

A3 世帯の考え方は、同居かつ生計を同じくしていることですので、別居家族の収入は含めません。内縁の夫（妻）と同居し生計を同じくしている場合は、世帯の収入として計算されます。

Q4 外国籍の方や、学生の方は、住居確保給付金の対象者になりますか。

A4 外国籍の方は対象者になる可能性があります。学生は一般的には主たる生計維持者に該当しないため、基本的には対象者にならないと考えられます。なお、例外的に対象となる場合がありますので、相談窓口にご相談ください。

※暴力団員が属する世帯は申請できません。

【相談・申請受付】 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

〒920-0864 金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館

電話076-231-3571 午前9時から午後5時まで（土日祝日除く）

ファックス076-231-3560 ホームページ：<http://www.kana-syakyo.jp/>

※ 申請は原則郵送での受付となります。まずは、お電話でお問い合わせください。